

専門委員会の設置及び廃止について（案）

令和 8 年〇月〇日

国土審議会推進部会決定

1. 国土審議会推進部会の調査審議の円滑化を図るため、別紙設置要綱により、国土審議会推進部会に企画・モニタリング専門委員会を置く。
2. 移住・二地域居住等促進専門委員会及び地域生活圏専門委員会については、その任務を終了したのでこれを廃止する。

## 企画・モニタリング専門委員会設置要綱（案）

令和8年〇月〇日  
国土審議会推進部会決定

### （設置）

- 1 國土審議会推進部会（以下「部会」という。）に企画・モニタリング専門委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### （任務）

- 2 委員会は、国土形成計画（以下「計画」という。）の推進に関し、計画のモニタリングに関する事項及び計画の推進に関する重要事項について調査し、その結果を部会に報告する。

### （招集）

- 3 委員会の会議は、委員長が招集する。

### （会議の開催）

- 4 委員会は、委員会委員の3分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。ただし、委員長は、やむを得ない理由により委員会の会議を開く余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員会委員に送付し、その意見を徴することもって、会議に代えることができる。

### （議事の公開）

- 5 委員会の会議は公開するものとし、その議事録は速やかに公開するものとする。ただし、特段の理由があるときは、会議及び議事録を非公開とすることができる。
- 6 5のただし書の場合においては、その理由を明示し、議事要旨を公開するものとする。

### （小委員会の設置）

- 7 委員会に、その定めるところにより、集中的に検討すべき事項を調査させるための小委員会を置くことができる。
- 8 小委員会に属すべき委員、特別委員及び専門委員は、委員長が指名する。
- 9 小委員会に座長を置き、小委員会に属する委員、特別委員又は専門委員のうちから、委員長が指名する。
- 10 座長は、小委員会の事務を掌理する。

### （庶務）

- 11 委員会の庶務は、国土交通省国土政策局総合計画課において処理する。

### （雑則）

- 12 この要綱に定めるもののほか、委員会の議事及び運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

### （附則）

この要綱は、令和8年〇月〇日から施行する。

## 新たな国土の将来ビジョン

計画期間: 2050年さらにその先の長期を見据えつつ、今後概ね10年間

### 時代の重大な岐路に立つ国土 《我が国が直面するリスクと構造的な変化》

#### 地域の持続性、安全・安心を脅かすリスクの高まり

- 未曾有の人口減少、少子高齢化がもたらす地方の危機
- 巨大災害リスクの切迫(水災害の激甚化・頻発化、巨大地震・津波、火山噴火、雪害等)
- 気候危機の深刻化(2050年カーボンニュートラル)、生物多様性の損失

#### コロナ禍を経た暮らし方・働き方の変化

- テレワークの進展による転職なき移住等の場所に縛られない暮らし方・働き方
- 新たな地方・田園回帰の動き、地方での暮らしの魅力

#### 激動する世界の中での日本の立ち位置の変化

- DX、GXなど激化する国際競争の中での競争力の低下
- エネルギー・食料の海外依存リスクの高まり
- 東アジア情勢など安全保障上の課題の深刻化

豊かな自然や文化を有する多彩な地域からなる国土を次世代に引き継ぐための未来に希望を持てる国土の将来ビジョンが必要

### 目指す国土の姿 「新時代に地域力をつなぐ国土 ~列島を支える新たな地域マネジメントの構築~」

#### デジタルとリアルの融合による 活力ある国土づくり

~地域への賜りと豊富に根差した地域価値の向上~

#### 巨大災害、気候危機、緊迫化する国際情勢に対応する 安全・安心な国土づくり

~災害等に屈しないしなやかで強い国土~

#### 世界に誇る美しい自然と多彩な文化を育む 個性豊かな国土づくり

~森の国、海の国、文化の国~

国土づくりの戦略的視点 ①民の力を最大限發揮する官民連携 ②デジタルの徹底活用 ③生活者・利用者の利便の最適化 ④縦割りの打破(分野の垣根を越える横串の発想)

※南北に細長い日本列島における国土全体での連続強化

※広域レベルからコミュニティレベルまで重層的な圏域形成

#### 〈広域的な機能の分散と連結強化〉

- 中枢中核都市等を核とした広域圏の自立的発展、日本海側・太平洋側二面活用等の広域圏内・広域圏間の連結強化を図る「全国的な回廊ネットワーク」の形成
- リニア中央新幹線、新東名・新名神等により三大都市圏を結ぶ「日本中央回廊」の形成による地方活性化、国際競争力強化
- 生活に身近な地域コミュニティの再生(小さな拠点を核とした集落生活圏の形成、都市コミュニティの再生)
- 地方の中心都市を核とした市町村界にとらわれない新たな発想からの地域生活圏の形成

デジタルの徹底活用による場所や時間の制約を克服した国土構造への転換

- 東京一極集中の是正(地方と東京のwin-winの関係構築)
- 国土の多様性(ダイバーシティ)、包摂性(インクルージョン)、持続性(サステナビリティ)、強靭性(レジリエンス)の向上

### デジタルとリアルが融合した地域生活圏の形成

- 「地方の豊かさ」と「都市の利便性」の融合
- 生活圏人口10万人程度以上を一つの目安として想定した地域づくり(地域の生活・経済の実態に即した市町村界にとらわれない地域間の連携・補完)
- 「共」の視点からの地域経営(サービス・活動を「兼ねる、束ねる、繋げる」発想への転換)
  - 主体の連携、事業の連携、地域の連携
- デジタルの徹底活用によるリアルの地域空間の質的向上
  - デジタルインフラ・データ連携基盤・デジタル社会実装基盤の整備、自動運転、ドローン物流、遠隔医療・教育等のデジタル技術サービスの実装の加速化
  - 地域交通の再構築、多世代交流まちづくり、デジ活中山間地域、転職なき移住・二地域居住など、デジタル活用を含めたリアル空間での利便性向上
- 民の力の最大限活用、官民パートナーシップによる地域経営主体の創出・拡大

相互連携による  
相乗効果による

### 持続可能な産業への構造転換

- GX、DX、経済安保等を踏まえた成長産業の全国的な分散立地等
- 既存コンビニート等の水素・アンモニア等への転換を通じた基幹産業拠点の強化・再生
- スタートアップの促進、働きがいのある雇用の拡大等を通じた地域産業の稼ぐ力の向上 等

### グリーン国土の創造

- 広域的な生態系ネットワークの形成、自然資本の保全・拡大、持続可能な活用(30by30の実現、グリーンインフラの推進等を通じたネットワーク化)
- カーボンニュートラルの実現を図る地域づくり(地域共生型再エネ導入、ハイブリッドダム等) 等

### 人口減少下の国土利用・管理

- 地域管理構想等による国土の最適利用・管理、流域治水、災害リスクを踏まえた住まい方
- 所有者不明土地・空き家の利活用の円滑化等、重要土地等調査法に基づく調査等
- 地理空間情報等の徹底活用による国土の状況の見える化等を通じた国土利用・管理DX 等

新しい資本主義、デジタル  
田園都市国家構想の実現

### 地域の安全・安心、暮らしや経済を支える 国土基盤の高質化

- 防災・減災、国土強靭化、生活の質の向上、経済活動の下支え  
[機能・役割に応じた国土基盤の充実・強化]
- 戦略的マネジメントの徹底によるストック効果の最大化
- DX、GX、リダンダンシー確保、安全保障、自然資本との統合等の観点からの機能高度化
- 賢く使う観点からの縦割り排除による複合化・多機能化・効果最大化
- 地域インフラ群再生戦略マネジメント等の戦略的メンテナンスによる持続的な機能発揮

### 地域を支える人材の確保・育成

- 包摂社会に向けた多様な主体の参加と連携
- こどもまんなかまちづくり等のこども・子育て支援、女性活躍
- 関係人口の拡大・深化

### 分野別施策の基本的方向

- 地域の整備(コンパクト+ネットワーク、農山漁村、条件の厳しい地域への対応等)
- 産業(国際競争力の強化、エネルギー・食料の安定供給等)

- 文化・スポーツ及び観光(文化が育む豊かで活力ある地域社会、観光振興による地域活性化等)
- 交通体系、情報通信体系及び  
エネルギーインフラ

- 防災・減災、国土強靭化
- 国土資源及び海域の利用と保全(農地、森林、健全な水循環、海洋・海域等)
- 環境保全及び景観形成

### 計画の効果的推進

#### 広域地方計画の策定・推進

○地理空間情報等を活用したマネジメントサイクルと評価の実施

○広域地方計画協議会を通じた広域地方計画の策定・推進

# 国土計画のモニタリングに係る位置づけ

## ○第3次国土形成計画（令和5年7月28日閣議決定）（抜粋）

第3部 計画の効果的推進及び広域地方計画の策定・推進

第1章 計画の効果的推進

第1節 国土計画の推進と評価

（国土計画のマネジメントサイクルと評価）

国土計画の策定、推進及び評価のプロセスを通じた効率的かつ効果的な進行管理（国土計画のマネジメントサイクル）を行うため、地理空間情報を最大限活用して、計画のモニタリングを実施する。また、モニタリングの結果も踏まえて、国土形成計画法第7条の規定に基づき、全国計画に係る政策の評価を適切に実施し、その結果に応じて必要な措置を行う。さらに、様々な分野のDXの進展を踏まえた効果的なモニタリング手法等について検討を進める。

## ○国土審議会（令和5年7月4日）国土形成計画（全国計画）（案）について（答申）

（略）

1. 本計画が目指す「新時代に地域力をつなぐ国土」の形成に向けて、政府一体となって具体的な推進方策を通じて計画の強力な推進を図ること。また、その推進に当たっては、モニタリングの的確な実施を始めとして、効率的かつ効果的な進行管理を行うこと。

## ○国土審議会（令和5年7月4日）国土利用計画（全国計画）（案）について（答申）

（略）

1. 本計画で示された「地域全体の利益を実現する最適な国土利用・管理」、「土地本来の災害リスクを踏まえた賢い国土利用・管理」、「健全な生態系の確保によりつながる国土利用・管理」の3つの基本方針と、それらに共通する「国土利用・管理DX」、「多様な主体の参加と官民連携による国土利用・管理」の2つの基本方針の実現に向けて、政府一体となって具体的な推進方策を通じて計画の強力な推進を図ること。また、その推進に当たっては、モニタリングの的確な実施を始めとして、効率的かつ効果的な進行管理を行うこと。

※国土形成計画（全国計画）と一緒にものとして定める国土利用計画（全国計画）のモニタリングについても実施予定

## 人口や諸機能の広域的な分散

- 四方を海に囲まれ、北海道・本州・四国・九州・沖縄本島の主要五島と多数の島々から成る南北に細長い日本列島において、人口が減少する中にあっても、人々が生き生きと安心して暮らし続けていく国土の形成を目指す。

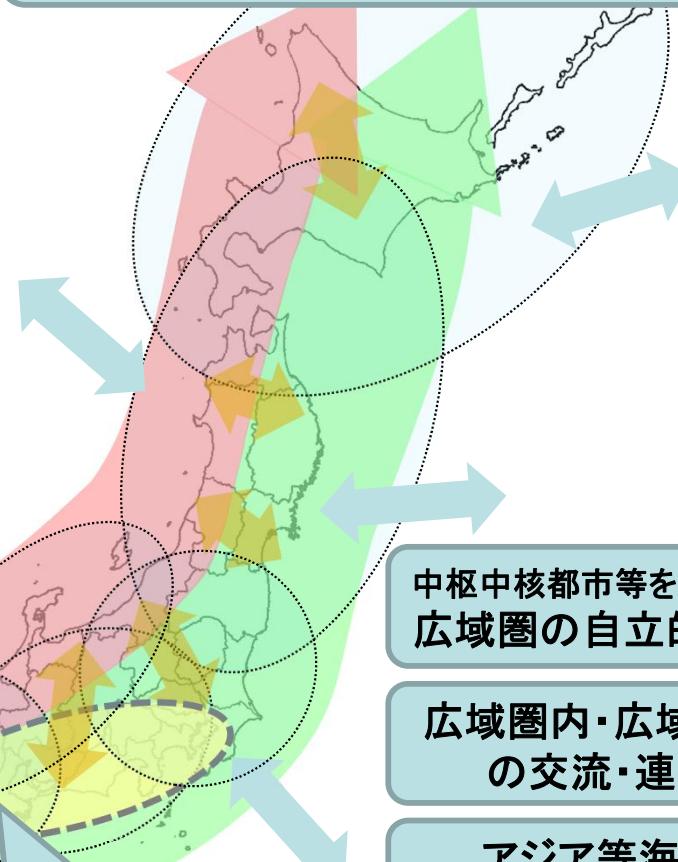
- このため、時間距離の短縮や多重性・代替性の確保等を図る交通ネットワーク等の強化を通じ、国土全体におけるシームレスな連結を強化して、日本海側と太平洋側の二面を効果的に活用しつつ、内陸部を含めた連結を図る「全国的な回廊ネットワーク」の形成を図る。

活発なヒト・モノの流動による  
イノベーションの促進

災害時等のリダンダンシー確保

陸海空のシームレスな  
総合交通体系の高質化  
+  
デジタルの徹底活用

## 日本海側 + 太平洋側 二面活用 内陸部を含めた全国の連結強化



中枢中核都市等を核とした  
広域圏の自立的発展

広域圏内・広域圏間  
の交流・連携

アジア等海外  
との直接交流

日本中央回廊の形成  
リニア開業等による時間距離短縮等の効果を全国に波及

地方の中心的な都市を核とした**地域生活圏の形成**  
(デジタルとリアルの融合による地域課題解決と地域の魅力向上)

→ 地方への人の流れの創出・拡大

※本地図は我が国の領土を網羅的に記したものではない。